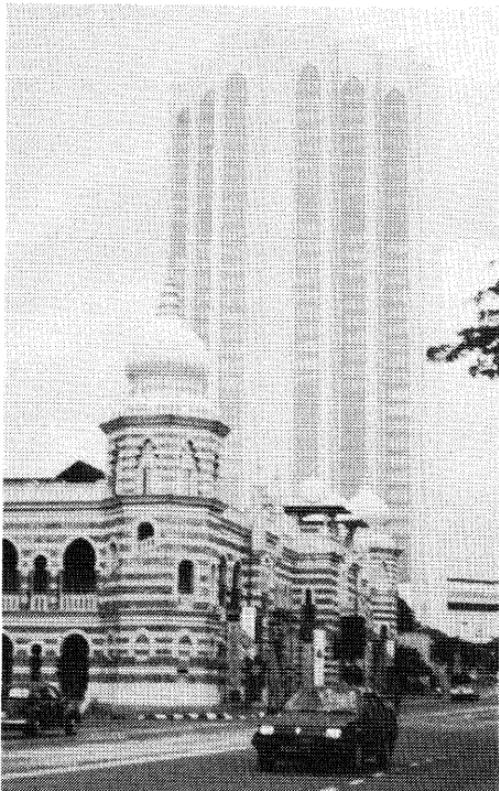


第一章 ブミプトラ政策下の工業化



旧植民地政府(左)とブミプトラ政策の象徴
Daya Bumiビルディング(“ブミプトラの力”
の意)を背景に疾走する重工業化のステータス
国民車サガ
(撮影:鳥居 高)

1 プリマートラ政策と工業部門の位置づけ

はじめに

戦後マレーシアの本格的な工業化政策は、独立（一九五七年）の翌年、五八年から施行された「創始産業条例（Pioneer Industries Ordinance）」に始まる。この法の目的は、企業法人の所得税の一定期間の免除をベースとして、工業部門へ外資を導入することであった。その後、この法律は六八年の「投資奨励法（Investment Incentives Act）」を経て、八六年の「投資促進法（Promotion of Investment Act）」へと展開していく。マレーシアの工業化の進展はかならずしも明確な時期区分ができるないが、他のアセアン諸国同様、輸入代替型から輸出指向型の工業育成政策へと展開する。そして第一次マレーシア計画（六六～七〇年）までの工業化政策の基本的な構図は、マレーシア政府が道路、港湾、電力などの社会資本の充実に力を入れて、外国の資本と技術を誘致し、主としてマレーシアの華人系民間資本と安価な労働力を供給するという形で進展してきた。

しかし、六九年の種族暴動の勃発を背景に実施された「新経済政策（NEP）」の下で、マレーシアの工業化は急激に進展し、現在ではNIESに迫る勢いを示している。では、この新経済政策の下では、どのような工業化政策が具体的に展開されたのであろうか。本書第II章以下でその詳しい内容と成果および評価が叙述され、分析されているが、この第I章では、七三年に発表された「第二次マレーシ

ア計画中間報告書（Mid-Term Review of the Second Malaysia Plan）」に基づいて、新経済政策の基本目標を工業化政策との関連で整理し、かつその政策目的の背後にある政策理念の歴史的性質を説明する」とにより、本書の導入部としたい。

マレー人優遇のブミプラ政策

新経済政策は、その強いマレー人優遇政策から「マレー人優先政策（Malay First Policy）」または「ブミプラ政策」と呼ばれ、きわめて種族差別的傾向が強い。このブミプラ政策の基本目的は、(イ)マレー人や華人、インド人等の種族に関係なく貧困世帯を除去すること、(ロ)種族間および地域間の経済格差を縮小、解決するために社会構造を再編するという二つの柱から成り立っているが、重点は(ロ)にあるといえよう。

第一の目的を達成するためには、雇用機会の創出、生産性の向上、農村の社会・公共施設の改善と充実のための政策が掲げられているが、第二の目的については、具体的に次の四つの目標が掲げられている。つまり、(イ)広大な地域開発計画を促進し、そこには農業の発展だけでなく、新たに農村地域内に都市の機能をもつ「新成長センター（New Growth Centre）」を創設する、(ロ)雇用機会の配分にはマレーシア全体の種族別人口比率を反映させる、(ハ)七一～九〇年の二十年間で生産的資産の所有と経営（具体的には株式資本）の三〇%をブミプラが所有するようにする、(シ)七一～九〇年の二十年間でブミプラが商工業活動全体の三〇%を少なくとも所有、経営するブミプラのコミュニティを創出するの四点である。

これらの「新経済政策」⁽¹⁾は、特定の集団なり種族にかたよらず、また他の種族の利益を損なわない範囲で実施されるとしている。しかし、実際にはマレー人を中心としたブミプトラをその政策対象としていることは明らかである。またこの新経済政策は実施初期において所得と富の不公平分配が強まる恐れがあるため、政府が直接的に経済活動に参入し、国家資本による公企業の設立と資本蓄積を行なう必要があるというたつていて。より具体的には六五年と六八年に開かれたブミプトラ経済会議(Konggres Ekonomi Bumiputra 第IV章第1節参照)を背景に六〇年代後半に設立された公企業、公社、公団を増設するなど、また民間企業を新設、増設するとき一定割合の株をブミプトラに優先的に割当てる政策をも明らかにしている。

「長期展望計画」と工業部門

以上は七三年に発表された「第二次マレーシア計画中間報告書」に述べられているが、同中間報告にはさらに、七一～九〇年の二十年間にわたる新経済政策の長期戦略（「長期展望計画—Over Perspective Plan」）がまとめられている。それによると七〇年代前半は製造業、鉱業、金融を中心に経済が高度成長し、九〇年までの二十年間のGDP（粗国内生産）の年平均成長率はネットで七・一%の水準に達すると予測されている。そして、その結果、産業構造は表I-1にみる」とく大幅に変化すると分析されている。つまり、農林水産業部門のGDPは七〇年の三一・四%から九〇年の二二・九%に縮小するが、かわって工業化の中心的役割を果たす製造業は一三・六%から三五・二%に増大する。この大きな変化によりマレーシアは世銀の基準で七〇年の「工業化途上国」から八〇年には「準工業国」、そして九

〇年までに「工業国」になると予測されている。

ところで、こうした工業化の進展を背景に七一～九〇年までの二十年間で、ブミプトラの保有株式資本は一・九%（七〇年）から三〇%と約一五倍に増加すると計画されている。また非マレー人の国内資本（主として華人）は七〇年の三七・四%から四〇・一%と若干増加し、外国資本（当時は、主として英國資本）は六〇・七%から二九・八%と半分以下に減少すると予測されている。この二十年間に半島部全体でみると年平均一一・五%ずつ株式資本が増加し、その増加分の七四・四%が製造業に依存するとされてい。さらに、マレ一人はこの製造業部門における株式保有の増加分の三一・二%を所有するにいたると予想されている。⁽²⁾七一年から九〇年までの二十年間という短期間にマレーシアの所得と富の種族間格差のは正の実現を目的とするブミプトラ政策は、まず政府が国家資本を動員して、国家が商工業部門での公企業活動に積極的に参加し、ブミプトラに所得と富を有利に分配できるような政策を実施してきた。

表 I - 1 産業部門別GDP構成比率の変化予測
(1970～90年)

(単位：100万リンギット)

	1970	年度別構成比 (%)				
		1970	1975	1980	1985	1990
農林水産業	3,125	31.4	32.0	29.6	26.4	22.9
鉱業・採石	580	5.8	6.6	6.9	7.0	6.6
製造業	1,354	13.6	18.0	23.3	28.9	35.2
建設	384	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5
電気・水道・衛生	254	2.6	2.9	3.4	4.0	4.6
運輸・倉庫・通信	440	4.4	3.9	3.5	3.2	2.9
住宅所有	460	4.6	3.9	3.6	3.4	3.2
卸業・小売	1,407	14.1	12.2	11.2	10.1	9.3
銀行・保険・不動産	207	2.1	2.2	2.3	2.3	2.3
行政・国防	655	6.6	5.4	4.6	4.3	3.4
その他	1,085	10.9	9.1	7.9	6.9	6.1
GDP(要素価格)	9,951	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) Malaysia, *Mid-Term Review of the Second Malaysia Plan 1971-1975*, Kuala Lumpur, 1973, pp. 68-69.

同時に資金の貸付け、雇用および教育機会、奨学金の給付、種々の許認可事項、土地所有等々あらゆる分野でブミップトラに優先的な種族別割当て制度や特権の賦与を行なつてきた。マレーシアの工業化政策も、こうした基本的にマレー人優先を前提とするブミップトラ政策の枠組みのなかで、位置づけられ、実施されてきたのである。

したがつて、マレーシアの工業化の実態と特質、また工業化政策の性格を分析するためには、単なる経済的合理性の視点からのみではブミップトラ政策とその下での工業化政策を分析することができないのは明瞭である。つまり種族差別的性格を有するブミップトラ政策が何故実施されるにいたつたか、その政治・社会的背景と多種族国家形成の歴史的経緯を前もつて理解しておくことが、どうしても必要であり、同時にまたブミップトラ政策の実施を可能にしている法的根拠について明らかにしておくことが要求されるのである。まずマレーシアが多種族国家として形成される歴史的経緯を記述することから始める。

2 植民地支配と多種族社会の形成

マレー人の伝統的社会構造

八五年の半島部マレーシアにおける種族別人口構成比をみると、総人口約一二九六万八千人のうち、マレー人五六・五

変化

合 計	%
2,672,754	100
3,358,054	100
3,787,927	100
4,906,811	100
6,278,800	100
9,181,700	100
11,426,600	100
12,968,800	100

いずれの年もシンガポ

Malaysia, Singapore,

%、華人三二・八%、インド人一〇・一%、その他〇・六%となつてゐる(表I-2)。こうした多種族による人口構成比率は、この表で見るかぎり一九一一年以来あまり変化していないようである。もちろんその原型は十九世紀後半にマレー半島が英國によって支配された後の植民地政策の過程で形成されたものである。

一八七四年に締結されたパンコール条約(Pangkor Engagement)によつて、現在のペラ州(Perak)が植民地化されたのが英國植民地支配の始まりである。植民化される以前のマレー人社会の特質を整理することは、その地域的多様性からいつきわめて困難である。特に一般のマレー人の生活についてはむずかしいが、伝統社会の支配層に限定すれば、その特徴は次の二点にまとめることができよう。第一は、伝統的支配者スルタン(Sultan)の経済的基盤の脆弱性であり、第二は、スルタンの地位継承をめぐる争いによつて代表されるように、彼らの政治的地位の不安定性である。

スルタンと貴族層の経済基盤は貿易の王室独占、河口に税関所を設置して行なう輸出入品に対する課税、生産物に対す

表I-2 種族別人口構成

	マレー人		華人		インド人		その他	
	人	%	人	%	人	%	人	%
1911	1,437,712	53.8	916,619	34.3	267,203	10.0	51,220	1.9
1921	1,651,051	49.2	1,174,777	34.9	471,666	14.0	60,560	1.9
1931	1,863,872	49.2	1,284,888	33.9	570,987	15.1	68,180	1.8
1947	2,427,834	49.5	1,884,534	38.4	530,638	10.8	63,805	1.3
1957	3,125,500	49.8	2,333,800	37.2	696,200	11.0	123,300	2.0
1970	4,841,300	52.7	3,286,000	35.8	981,400	10.7	73,000	0.8
1980	6,315,600	55.3	3,865,400	33.8	1,171,100	10.2	74,500	0.7
1985	7,325,600	56.5	4,248,400	32.8	1,311,900	10.1	82,900	0.6

(出所) (1) 1911, 21年の数字は、21年の人口センサス、29ページより取った。ただし、
一郎の人口を含む。

(2) 1931年と47年の数字は、Saw Swee Hock, *The Population of Peninsular
Univ. of Singapore, 1988.*

(3) 1970年と80年の数字は各年の人口センサス。

る一〇分の一税さらに入頭税などから成り立っていた。貿易を除いては、徵稅請負人によつて税が徵收されていた例が多くみられる。熱帶森林が繁茂する半島では領域内の土地を支配するより民衆を直接的に支配するほうが実質的であつたし、かつ農業生産が自然に依存する低水準にあつたため農民の搾取による原始蓄積はほとんど不可能であつた。農民は年間の半分を超える徭役労働を強制されたが、支配層の圧政が厳しければ逃散によつて報い、スルタンと貴族層が農業に農民をしばりつける直接的支配は経済的にはあまり意味をもたなかつたのである。

スズ産業の発展とスランゴール州内乱

またスルタンの地位は、地方に配置した貴族や臣下 (chieftain) の下剋上によつて身分が脅かされることがしばしばあり不安定であつた。特に十九世紀中頃、ヨーロッパでのハンダや合金技術の発展、クリミア戦争（一八五四～五六）と南北戦争（一八六一～六五年）の勃発による工業生産の展開を背景にマレー半島のスズ需要が増大するとスルタンの地位はいつそう不安定になつた。その理由は、スズをめぐる利権争いが支配者や実力者とその一族を巻き込み、彼らの間に紛争が起つたからである。とりわけスズを多く産出したペラ州、ヌグリ・スンビラン州 (Negeri Sembilan)、さらに現在の連邦領クアラルンプル (Kuala Lumpur) が位置するスランゴール (Selangor) 州では、マレー人貴族だけでなく州内の華人さらにマラッカの海峡植民地の華人商人を引き込み各地で内乱が起きた。

その争いのうち最も有名なのが、クアラルンプルを中心として起きた内乱(スランゴール州内乱—Selangor Civil War)である。この内乱はマレー人貴族層間の争いを発端に、しだいに華人秘密結社間の大規模な

内乱の様相を呈するにいたり、実に一八六七年から七三年までの七年間継続した。英國がマレー半島を植民地支配する一年前になつてやつと終結したのである。⁽³⁾

英國の植民地支配システム

内乱終息の翌年の一八七四年に、英國はペラ州のスルタンとパンコール条約を結び、同州を植民地支配下に組み込んだ。やがて同年スランゴール州とヌグリ・スンビラン州も同様の経過をたどる。英國は駐在官制度 (Residential System) を設けて各州の実質的な行政支配権を掌握し、スルタンの権限をイスラム教と慣習法 (adat) に関する問題に限定した。また伝統的な家産的支配の基礎をなしていた徵税請負人制度 (tax farming)、徭役制度 (corvee)、そして奴隸制をしだいに禁止していく。その結果、スルタンの政治・経済的権力は縮小されるが、逆に彼らの地位は植民地支配権力を背景に安定するのである。つまり、スルタンには各州政府から年金が支払われることにより、その経済的基盤は安定化し、貴族層の行政中間管理職化により政治的にもスルタンの地位は植民地化される以前よりもかえつて安定したのである。

英國植民地政府は一八九六年にパハン (Pahang)、ペラ、スランゴール、ヌグリ・スンビランの四州でマラヤ連邦州 (Federated Malay States) を結成することにより行政権の中央集権化を進めた。その後マラヤ連邦州は一九〇九年にはアングロ・シャム協定 (Anglo-Siamese Treaty) により、クランタン州 (Kelantan)、トレングガヌ州 (Terengganu)、クダーマー州 (Kedah)、およびペルリス州 (Perlis) の諸州が、さらに一九一四年にジョホール州 (Johor) もマラヤ連邦州に組み込まれ、現在のマレー半島諸州の原型が

出来上がつた。

こうしたマラヤ連邦州の成立は当然、マレー半島の英国植民地経済の発展と権益の拡大が背景となつてゐるが、同時に華人とインド人の大量の移民を促すことになり、ここにマレーシアは多種族植民地国家形成の道を歩むことになる。

植民地支配下のマレー半島の諸州でどのような経済構造が形成されたかを見る時、その最も重要な特徴は種族別に職業が固定化されていつたことである。まず英国人は大規模ゴム園やスズ鉱山、さらに輸出入の根幹を握る貿易や保険業、船舶運輸、植民地官僚といった植民地経済構造の頂点と基礎を掌握した。伝統社会の底辺ではマレー人が農業部門へ封じ込められ、小規模の稻作とゴム栽培經營への従事が固定化した。中間層としては華人が中小貿易業と国内流通を牛耳る中小規模商人、土着の金

種族別分業体制の成立

表 I - 3 華人とインド人の
年度別移民数

	華人 移民数	インド人 純移民数
1881	89,801	1,538
1885	111,456	13,417
1890	127,936	15,276
1895	190,901	12,360
1900	200,947	11,251
1901	178,778	16,204
1902	207,156	18,183
1903	220,321	17,832
1904	204,796	19,550
1905	173,131	19,754
1906	176,587	21,879
1907	227,342	30,522
1908	153,452	30,920
1909	151,752	31,374
1910	216,321	39,080
1911	269,854	48,103
1912	251,644	63,885
1913	240,979	70,090
1914	140,150	63,073
1915	95,735	50,320

(注) 華人移民数については、1881年から1915年まで純移民数(移入民数-出国・帰国民数)のデータが得られない。

(出所) Saw Swee-Hock, *The Population of Peninsular Malaysia, Singapore*, Table 2.2 および Table 2.9より作成したもの。

融・銀行部門を独占した。さらに中小規模のゴム園、スズ鉱山の経営者と労働者にも多く就業した。またインド人はゴム園労働者と鉄道・道路建設労働者として社会の下層に定着し、しだいに種族別職業構成ないし社会的分業体制が確立されていったのである。また政治的にはこうして種族別社会を分断化することにより支配を容易にし、経済的には安価な一次産品の輸出と英國からの工業製品の輸入に依存する典型的な植民地経済構造が形成されたのである。

マレー人保護政策

しかし、マレーシアの英國植民地支配はその確立過程で多種族社会の形成のほかに、もう一つ重要な問題を抱え込むことになる。それはマレー人に対する特別の保護政策であり、同時に他種族との差別的政策の誕生である。例えば、「マレー人保留地法 (Malay Land Reservation Enactment 一九一三年)」によるマレー人所有地の他種族からの保護、稻作においてマレー人を優先的に従事させること、中間行政官にマレー人貴族層を優先的に登用すること、マレー語小学校の建設などである。これら保護政策はその性格において、けつしてマレー人伝統社会の近代化や生活水準の向上を目的としたものではなく、むしろ伝統的社會体制を維持、温存することによって植民地支配体制への側面的な協力関係を確保することに、その根本的目的があつたといえる。

しかし、種族別に分断して統治するこの政策は別の視点からみれば、英國植民地官僚がスルタンに代わってマレー人全体を行政的に支配するという意味で、一種の委任統治であるといえる。委任統治の対象はマレー人の臣下、民衆、農民にのみ限定され、他の華人とインド人は統治責任の境外に置か

れていたという点で、その排他的な性格は決定的である。華人とインド人は当初から植民地經營のために必要な労働力源として利用され移民を許されはしたが、彼らはけつして英國植民地官僚の保護政策の対象としては副次的な位置しか占めていなかつたのである。この事実はマレーシアが独立したのちに深刻な種族対立を生み出す直接的な原因となつたことを忘れてはならない。

マレー半島は前述のごとく、英國植民地支配により大きく伝統社会が変化したが、それをいま整理すると次のようにならう。第一は、スルタンの政治的、経済的地位の安定化と伝統的身分秩序（奴隸制と徭役制度）の廃止、第二は、華人とインド人の大量移民による多種族国家の形成と、経済的には植民地的自由競争体制を前提とした種族別に固定した職業構成と社会的分業の成立であり、第三がマレー人保護政策の実施である。一八七四年から一九五七年までの八十四年間にわたる植民地支配の過程で、マレー半島の伝統的社會はこの三点を軸に大きな変化を余儀なくされたのである。

3 スルタン制度とマレー人の特権

これまで述べてきた植民地体制は第二次大戦まで続くが、その後独立をはさみ、また大きな変換を迎えることになる。その契機の第一は、英國政府によるマレー連合（Malay Union）構想の提示であり（四六～四八年）、第二が、五七年の独立による成文憲法下におけるマレー人保護政策の特権化であり、第三が、七一年のブミプトラ政策の実施、つまり七〇年代後半からの旧植民地遺制の解体である。こ

こでは第一と第二の問題をまず取り扱うことにする。⁽⁴⁾

マレー連合構想とUMNO

三年八ヶ月に及ぶ日本軍占領ののち再びマレー半島に戻った英國は、植民地マラヤの独立準備としてマレー連合構想と憲法草案を四六年にマレー人支配層に提示した。憲法草案は次の三点で、これまでの植民地支配体制の根本的な変革を迫り、華人、インド人にも平等の政治的参加を認めることにより近代国家の成立を示唆するものであった。つまり、(イ)スルタン制を廃止し、司法権を英國国王に委譲する、(ロ)すべての国民に平等の政治的参加を認める、(ハ)すべての永久居住民に市民権、国籍を与えるの三点である。スルタン制廃止の提案を日本軍占領時に日本軍に協力したスルタンはのまざるを得なかつたが、一方、貴族層の伝統社会崩壊に対する危機感は強烈であつた。このためジョホール州の貴族の一員であつたダトー・オン (Dato' Onn bin Jafar) を中心に四六年に設立された統一マレー人国民組織 (UMNO) は次の二点を掲げ、憲法草案に反対した。

つまり第一は、スルタン制を立憲君主制として確立すること、第二は、マレー人の特権と特別の地位を憲法において明文化することとの二点である。植民地政府側とUMNO代表は長い交渉の末、結局スルタン制度の存続を承認するにいたるもの、マレー人の特権を憲法内で成文化することは認めないことでまとまり、新たにマラヤ連邦が四八年に発足することになったのである。このマラヤ連邦発足による重要な決定は二つあつた。第一は、植民地支配を背景に継続してきたカリスマ的権威による伝統的スルタン制に終止符が打たれ、憲法に基盤を置く立憲君主制に移行したことであり、第二は、

マレー人保護の特権化である。ただし、この段階ではまだマレー人の特権は通常の法律の範囲内で処理すると明記されるにとどまっている。マレー人の特権を守ることがスルタンの行政責任とはつきりと明記されるのは五七年の憲法においてである。

しかし、このマレー連合構想においてスルタン制度とマレー人の特権とが、貴族出身のUMNO首脳部によつてはつきりと不可分のものであるとの認識が表面化した事実は重要である。その結果、単なる保護政策としてのマレー人の特権がしだいにマレー人の経済的劣位を改善するための憲法条文として成文化する途を歩むことになる。

四八年のマラヤ連邦から五七年の独立までは、政治的には独立の準備期間と捉えることができるが、この時期にはマレー人の特権をめぐつて激しい議論が展開する。しかし、この時期の議論は植民地政府とUMNOの間だけではなく、四九年に設立された華人政党のマレーシア・華人協会（MCA）と、四六年に設立されていたインド人政党のマレーシア・インド人会議（MIC）の各種族別政党を巻き込んでマレー人の特権がさまざま形で議論、交渉、反発が繰り返された点に特徴がある。その詳しい経過については割愛するが、最終的には五七年の独立達成と憲法制定により、現在のマレー人の特権とスルタン制度との関係の成文化が成立するのである。

英國がマレー連合構想でいつたんはスルタン制度の廃止を打ち出したにもかかわらず、結局はこれを認め、さらに五七年憲法ではマレー人の特権の成文化を承認したのは、独立後における英國が植民地時代に築き上げた莫大な富の保障が絡んでいたことは容易に想像できる。マレー人の特権はこのようすに、植民地時代からそれぞれの歴史的過程のなかで異なる形で存在し、その性格はしだいに変質

してきた。では現在、マレー人の特権とスルタン制との関係と、プミプトラ政策実施の法的根拠を与えている憲法第百五十三条の分析を次にしておく。

憲法第百五十三条とマレー人の特権

憲法第百五十三条「マレー人及びサバ、サラワク原住民に対する公務員、許認可等に関する割当制の保留 (Reservation of quotas in respect of services, permits, etc., for Malays and natives of any of the States of Sabah and Sarawak)」は冒頭次の文章から始まる。

「第一項 国王 (Yang di-Pertuan Agong) は本条の規定に従ひマレー人及びサバ、サラワク両州の原住民の特別な地位及び種族社会の正統な利益を守る責任を有す。

第二項 国王は本憲法中の他のいかなる条項に關係なく、第四十条及び第一百五十三条に従ひマレー人の特別の地位の保護のために必要な方法により自己の権能を、本憲法及び連邦法の名において行使することができる。また公務員(州公務員を除く)の職、連邦政府が与える奨学金、学校給費、その他教育上あるいは訓練上の特権、特別な施設さらに連邦法による取引あまたは事業の遂行に関する許可あるいはライセンスが要求される場合には、国王はその許可あるいはライセンスに関して合理的と考える比率をマレー人に留保することを保証するため、必要な方法により自己の権能を行使することができる。」

このように、憲法第百五十三条第一項と第二項では、マレー人の特権を保護することが国王の行政的責任とされている。この点がマレー人の特権に関する第一の特徴である。国王は関係官庁または委

員会に上記の割当てについての包括的な指命を出すことができ、関係官庁または委員会はその指命を守らねばならないと第百五十三条第三項に規定されている。また大学、カレッジその他中学校より上の教育団体にも国王はマレー人（およびサバ、サラワク両州の原住民）の学生の割当てを保留するため、指命を出すことができるよう七一年に憲法が改正されている。

スルタンとマレー人の特権に関する第二の特徴は、第百五十三条の改正が憲法第百五十九条第五項の規定により、スルタン会議（Conference of Rulers）の承認なくして行なうことができない、とされていることである。議会制民主主義の手続きによつては憲法改正の法的な手続きが完了せず、スルタン会議の承認があつて初めて条文の改正が成立することは、マレー人の特権が議会制民主主義制度の法的枠組みを越えてスルタンにより保護されていることを意味する。

また七一年の憲法では、この第百五十九条第五項の改正はスルタン会議の承認なくして実現できないと改正されている。つまり、「マレー人の特権に関する条項改正はスルタン会議の承認を必要とする」という条項自体の改正がスルタン会議の承認を得ることなくして成立しないとされたことは、スルタン制がマレー人の特権の絶対的守護者になつたことを表現しており、両者の関係を将来においても恒久化しようとする試みであるといえる。このことは、植民地時代の伝統的マレー人社会におけるスルタンと臣下の間の保護者と被保護者の関係が、現憲法のもとにおいてより強く法的に保障されたものになつたともいえよう。

つまりマレー人の特権の否定は、事実上、スルタン制の否定なくして実現しないことを意味しており、両者の関係は一方の死は他方の死をもたらす法的統合体となつたのである。言い換えれば、スル

タンはマレー人の特権の保護・守護者となることによりスルタン制という階級的身分制度の正統性を保持し、マレー人社会全体の一体性と連帯性を維持する機能を果たしているといえよう。

七一年は前述のようにプミプラ政策が実施された年であると同時に、スルタン制度とマレー人の特権との関係が憲法改正(第百五十九条)により、いつそう強化された年もあるが、もう一点注目すべきは、七一年三月三日の国会で決議された憲法第十条の表現・集会・結社の自由(Freedom of speech, assembly and association)の改正である。この第十条は国民の表現、集会、結社の基本的人権を認めたものであった。しかしその改正により、(1)スルタンの権威と地位、(2)マレー語の国語としての地位、(3)マレー人の特権、(4)市民権の四つが「敏感問題(sensitive issues)」として議会と国民の批判と討論の対象から制限され、公開の場での議論が禁止され、これら四つの問題に反対する集団組織や結社が許可されなくなってしまったのである。その結果、スルタン制とマレー人の特権に対する批判、反対、不満も封じ込めることにより、両者の関係の一体性と絶対性、恒久性のための法的枠組みが完成したといえよう。七一年以降、華人もインド人もいかなる形であれ、前述の四つの改正点については反対できなくなってしまった。

マレー人の特権に関する第三の特徴は、憲法第百五十三条第十項に各州の憲法が必要な修正を加えて、第一百五十三条に相当する規定を定めることができると保証していることである。この条項により、マレー人の特権は、国王によつて連邦行政レベルで保護されているだけでなく、各州のスルタンも州憲法において保護する機能を保持しているのである。このことにより、連邦と州の両方の段階でスルタンとマレー人の特権が、他種族に対して排他的に成立していることになる。

4 植民地遺制の解体とマレー人の工業化

ブミプトラ政策の basic 理念——植民地遺制解体の試み⁽⁶⁾

第1節でブミプトラ政策の目的と工業化政策の関連性について整理したが、ここでブミプトラ政策の basic 理念をまとめれば、それはマレーシア社会全体を構造再編するための統合的な社会・経済政策としての性格をもつてゐるといえよう。具体的には第二次マレーシア計画中間報告書にある「種族別と経済機能とが常に一致しているような状況を解体すること」という文章こそがブミプトラ政策の最も根本的かつ重要な政策理念を表現していよいえる。つまり、「植民地支配の時代に形成された種族別職業構成と就業構造を消滅すること」である。この政策理念は多種族社会の複雑な反応を懸念して、どの「マレーシア五カ年計画書」にも明示的には記述されていないが、実際のブミプトラ政策の実施経過をみれば、その基本理念としての重要性は明白である。

七〇年代後半から八〇年代初めにかけて実施された旧植民地資本が經營する巨大農園と鉱山の買収と取得(例えばナルス・グループによるマレーシア鉱業公社の買収など)、また華人が支配する銀行と金融機関の買収と統合がその良い実例である。英國による分断統治は種族別分業体制を前提として成立した。ブミプトラ政策はこの歴史的背景をもつ種族別職業構成と社会的分業体制といった植民地的經濟遺制こそが、マレー人の貧困と後進性の根本原因であると見なし、それを払拭するためには思い切った経

済社会構造の再編が必要であるという認識が、「長期展望計画」のなかの一連の政策目的となつて表現されていると認識できよう。

要約すれば、過去の不幸な歴史的過程のなかで形成された跛行的社会・経済構造、つまり旧宗主国英國の経済的利益を優先し、そのもとで華人の經濟的富の蓄積行為が従属性に鋲造された植民地的社會・經濟構造を清算し、マレー人の經濟活動に正当な位置と役割を与えることがブミプトラ政策の目的なのである。視点を変えてみれば、独立後、政治権力を掌握したマレー人が經濟活動においても支配的地位を確立することが、ブミプトラ政策の背後に潜む真意であるともいえる。

資本所有の再編と企業者の育成

しかし、植民地的經濟遺制の完全な払拭は英國企業と華人系の企業を買収、取得するだけではなく、ブミプトラ自身が英國人や華人に代わつて企業を經營管理し、資本蓄積を行なうようになるのでなければ不十分であろう。その意味では、(1)ブミプトラによる全マレーシア株式資本の三〇%所有(製造業部門も三〇%の所有)、(2)商工業界活動を実質的に三〇%所有、經營するコミニティーを創出するといった政策目的は植民地的經濟遺制の完全な払拭を狙つた布石として理解できる。この二つの政策目的は同じようにみえるが實際には異なる狙いをもつた政策と考えられる。(1)はブミプトラが保有する株式資本を全産業において三〇%、また製造業部門における三〇%所有を実現するといつた、いわばブミプトラの資本蓄積(株式資本の保有を資本蓄積と同一視することは必ずしもできないが)をいかに達成するかといった政策である。一方、(2)はブミプトラが企業經營の能力と技術水準について實力を蓄え、實質

的に商工業活動の三〇%を支配するという意味に捉えることができる。二十年間という短期間に(1)と(2)をどのようにして実現するのであろうか。それは第II章以下でみていくことになるが、一般的に言つて(2)のほうが(1)の達成よりいつそう困難であると考えられよう。

(1)については国家資本を動員してブミプトラ資本の蓄積目標を達成すると「長期展望計画」では述べられているが、国家資本（資金）をどの階層に、どの組織、団体にどのように配分、利用していくのであろうか。このようにブミプトラ政策の基本目的は植民地遺制の解体にあり、それを実現するための国家的富（資本と不動産を含め）の再分配にあるといえる。しかしこうした富の再分配過程をスムーズに実施していくためには、経済成長が毎年順調に実現され、再分配される新しい富を創出していく必要がある。

ブミプトラ政策と経済成長の担い手

既存の富の再分配は強い反発をまねき、多種族社会を混乱と不安定へと導くだけであることは容易に想像できる。ではブミプトラ政策下では、富の再分配に必要な新しい付加的な富を創出する経済成長の担い手をどこに求めているのであろうか。それは時期的には二つに区分することができよう。伝統的なゴム、ズズ、オイル・パークとさらに新たに石油といった一次産品の輸出が八〇年代前半までのマレーシアの経済成長の必要な牽引車であった。しかし、八〇年中頃からの世界的経済不況が発展途上国の一次産品の価格を下落させることになり、マレーシアの経済成長をも著しく鈍化させ八五年にはマイナス成長を示すにいたつた。一次産品の代わりに経済成長を促進する役割を果たすようにな

るのが、製造業を中心とした工業部門の活躍である。特に外資を中心とした工業化政策のもとで、電機・電子製品、半導体の輸出が一次産品の輸出をしのぐ勢いでマレーシア経済の成長に貢献している。

八〇年後半のプミプラ政策の成果は、工業化の進展なくして考えられない。現在のマレーシア経済政策の基本的枠組みは、富の再分配と社会構造の再編を担うプミプラ政策と、新たな富の増殖による経済成長を促す外資中心の工業化政策という二つの大きな柱より成り立っていると考えてよい。ただし、工業化政策の具体的な内容は一次産品の価格を中心とする国際経済の動向と、日本と米国との国籍企業の経済戦略のあり方、さらにマレーシア国内の政治・社会状況、特に華人社会の政治的動向とマレー人企業家と資本家の成熟度等によつて左右され、かなりアド・ホックに決定される要因をもつてゐる」と注意をはらう必要があろう。

注(1) Malaysia, *Mid-Term Review of the Second Malaysia Plan 1971-1975*, Kuala Lumpur, 1973, pp. 1-21.

(2) *Ibid.*, pp. 86-87, Table 4-9.

(3) 堀井健三「タトナルンナル—多人種都市の史的形成と展開」(大阪市立大学経済研究所編『世界の大都市 6 バハロク クアラルンブル シンガポール ジャカルタ』、東京大学出版会、一九八九年)、一一四—一二三七ページ。

(4) マレー人の特権が歴史的にどのように形成されたかについては、次の文献を参照せよ。

Gordon P. Means, "Special Right as a Strategy for Development : The Case of Malaysia," *Comparative Politics*, Oct. 1972, pp.29-61, 22-23; Gordon P. Means, "Ethnic Preference Policy in Malaya," Neil Nevitte et al. ed., *Ethnic Preference and Public in Developing States*, Colorado Lyne Rieuner Publishers, 1968, p.102.

(5) 憲法第百五十三条の訳文については、竹下秀邦訳「マレーシア憲法」（アジア経済研究所動向分析部）を参考にした。

(6) ブミブトラ政策が植民地遺制解体の試みであるという捉え方については、堀井健三編「マレーシアの社会再編と種族問題——ブミブトラ政策二十年の帰結」の序文の八一一ページ参照。

(7) Malaysia, *op. cit.*, p. 1.